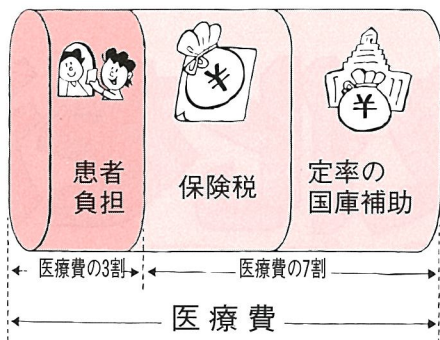


# 国保税は大切な財源

## 国保はお互いに 助けあう制度です



税率		
所得割	6.3%	前年の所得により計算
資産割	30%	固定資産税(土地・建物)により計算
均等割	13,000円	加入者数に対し、1人いくらと計算
平等割	17,000円	所得・資産・人数に関係なく、1世帯いくらと計算

国保税＝所得割＋資産割＋均等割＋平等割

みなさんが病気やけがでお医者さんにかかったとき、その医療費を負担するのが国民健康保険です。みなさんが国民健康保険で診察を受けた場合、かかった医療費の3割(※退職者は2割)を自己で負担し、残りの7割は町で負担しています。この支払いのための財源は、国・県などの負担金や補助金のほか、みなさんが納めている国民健康保険税が大切な財源となつていきます。

左図の4つの方法で計算された額の合計額です。また、前年の所得が一定額以下の世帯には、税負担を軽減するため、均等割と平等割が減額されます。病気やけがは、突然やってくるかもしれません。国民健康保険は、みなさんが安心して医療サービスを受けるための制度です。\*

国民健康保険税は町の条例で定められた税率により、

※退職者とは、長い間勤めていた会社等を退職してから国民健康保険に加入し、70歳になるまでの間「退職者医療制度」による医療を受ける人。

## 国保税の軽減

### 6割軽減

世帯全員(国保加入者)の前年中の合計所得が33万円以下であれば均等割、平等割が6割減額されます。

均等割 13,000円→軽減後 5,200円  
平等割 17,000円→軽減後 6,800円

### 4割軽減

例 世帯主、妻、子2人の4人家族  
基礎控除額 政令で定める金額 世帯主を除く加入者数  
330,000円 + (245,000円 × 3人) = 1,065,000円

世帯全員(国保加入者)の前年中の合計所得が1,065,000円以下であれば均等割、平等割が4割減額されます。

均等割 13,000円→軽減後 7,800円  
平等割 17,000円→軽減後10,200円

## 納期内に必ず納めましょう

町県民税の申告書  
を出し忘れて  
いませんか



町県民税の申告は毎年3月15日までに、その年の1月1日現在に住んでいる市町村に前年中の所得を申告することになっていきます。これにより、町県民税・国民健康保険税の課税基礎になるとともに、各種証明の発行や国民健康保険税の軽減、老齢福祉年金、老人医療、児童福祉手当などの給付にも必要な資料となります。

扶養になつていない方、事業専従者になつていない方についても収入の有無にかかわらず申告が必要です。また、申告が済んでいない方は、すぐに申告されますようお願いいたします。

○問合せ

税務課課税係 ☎ 121  
1 内線 143

**納税**

7月31日(金)は、町県民税第1期分、固定資産税第2期分、国民健康保険税第1期分の納期です。